

令和6年度集団指導資料(明石市)

明石市からのお知らせ

明石市福祉局福祉政策室福祉施設安全課



1 明石市福祉施設安全課からのお知らせ

「運営指導等における指導状況について」

明石市が今年度実施した運営指導において、散見された指摘事項や留意していただきたい点などを次ページ以降に記載しています。
市内各事業所におかれましては、今後も基準等に則った、適切な介護サービスの提供を実施していただきますようお願いいたします。

過年度の指摘事項を、サービス種別ごとに明石市ホームページに掲載していますので、ご参照ください(➡本資料 4 ※1)。

📄 令和6年度分は6月以降に掲載を予定しています。

① 人員基準

全サービス共通

基準省令により規定された従業者の員数を確認のうえ、基準を満たすために必要な人員を配置すること。

例：通所介護の生活相談員

指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に、生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

☎ 人員の要件等について不明な点があれば、明石市高齢者総合支援室給付係、福祉施設安全課にお問い合わせください。

② 勤務体制の確保等

全サービス共通

従業者について、雇用契約書や辞令等の記載内容が現状の配置と異なっているものや、兼務等の記載がないなど、勤務体制が明確にされていないケースが散見される。

◆事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすること。

☞勤務表に加え、辞令書や職員体制表等において、従業者に関する上記の項目を明確にしてください。

③ サービス提供の記録

全サービス共通

提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

◆サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならない。

④ 重要事項のウェブサイトへの掲載

全サービス共通（令和7年4月から義務化）

事業所の運営規程の概要等の重要事項について、事業所内での掲示又は備え付け書面の閲覧に加え、インターネット上で情報の閲覧ができるよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載しなければならないこととされた。

◆令和7年3月31日までで経過措置期間が終了するため、未対応の場合は速やかに対応すること。

📖ウェブサイトとは、法人や事業所・施設のホームページ又は介護サービス情報公表システムを指します。

⑤ 各種加算

全サービス共通

令和6年度介護報酬改定において改定された加算の要件等を確認すること。
当初算定時以降、利用者の増減・従業者の異動などの状況変化により、加算の要件を満たさなくなっているケースが散見されるため、加算ごとに、規定された要件を満たしているか、定期的に確認を行うこと。

◆加算算定の申請時のみならず、算定継続中においても定期的に確認し、適切な運用を行うこと。

☞本市の運営指導においても、加算の要件を満たしていない事例を指摘しており、長期間にわたり要件を満たしていなかったことが発見される場合もあります。
加算の要件確認は、運営指導の有無に関わらず、定期的に行ってください。

☞加算の要件等について不明な点があれば、明石市高齢者総合支援室給付係、福祉施設安全課にお問い合わせください。

⑥ 業務継続計画の策定等

全サービス共通（令和6年4月から義務化）

「感染症」や「非常災害」の発生時に、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定等については、以下のとおり規定されている。

- ①業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

※研修及び訓練の必要回数

- ・施設系サービス、特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護は、それぞれ年2回以上
- ・上記以外のサービスは、それぞれ年1回以上

- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

◆業務継続計画未実施減算（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売については対象外）

→上記①を未実施の場合、所定単位数から減算となる。

☞以下についても、経過措置の終了に伴い、**令和7年4月から**は減算が適用されます。

- ・訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、並びに非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合

⑦ 虐待の防止

全サービス共通 (令和6年4月から義務化)

虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じなければならない。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ②虐待の防止のための指針を整備すること
- ③虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

◆高齢者虐待防止措置未実施減算(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売については対象外)

➡上記の措置が講じられていない場合、所定単位数から減算となる。

(福祉用具貸与については令和6年4月から3年間の経過措置期間が設けられている)

※明石市では、市条例施行規則により、全サービス共通で、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施することを定めています。両方の内容を扱う場合、身体拘束等と虐待防止の研修を同時に実施することも可能です。

☞居宅系サービス事業所に対し、虐待防止の研修を年2回行ううち1回は身体的拘束等に関する研修を行うよう説明した事例が過去にあります。が、今後は必ず、それぞれの内容について年2回以上実施してください。

⑧-1 身体的拘束等の適正化

施設系サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
身体的拘束等の適正化のため以下の措置を講じなければならない。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること

◆身体拘束廃止未実施減算

→上記の措置が講じられていない場合、入所者全員について所定単位数から減算する。

⑧-2 身体的拘束等の適正化

短期入所系サービス、多機能系サービス(令和6年4月から義務化)

身体的拘束等の適正化のため以下の措置を講じなければならない。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること

◆身体拘束廃止未実施減算(令和7年4月から減算適用)

➡上記の措置が講じられていない場合、入所者全員について所定単位数から減算する。

☞経過措置の終了に伴い、令和7年4月からは減算が適用されます。

⑧-3 身体的拘束等の適正化

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、
居宅介護支援（令和6年4月から義務化）

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑨-1 口腔衛生管理の強化

施設系サービス（令和6年4月から義務化）

介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者を利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価について以下のとおり実施することが義務付けられた。

- ①当該施設の従業者又は歯科医師もしくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）が、入所者ごとに施設入所時及び入所後月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ②施設と計画に関する技術的助言もしくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、当該施設との連携について実施事項等を文書等で取り決めること。

☞従来から、歯科医師等が介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、施設は当該技術的助言及び指導に基づき入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成すること、とされていたところ、上記①②が新たに義務化されました。

⑨-2 口腔衛生管理の強化

特定施設入居者生活介護（令和6年4月から基本サービス化）

全ての特定施設入居者生活介護において、口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状態に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理体制加算は廃止され、同加算の算定要件の取組が一定緩和されたうえで、基本サービスとして行うこととされた。

（令和6年4月から3年間の経過措置期間あり）

◆利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。（①～③を実施）

- ①歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施すること。
- ②当該技術的助言及び指導に基づき入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと。
- ③施設と計画に関する技術的助言もしくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、当該施設との連携について実施事項等を文書等で取り決めること。

⑩ 内容及び手続の説明及び同意

居宅介護支援

指定居宅介護支援の開始に際し、利用者又はその家族に対し、①②の内容について説明を行わなければならない。

- ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ②居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

これらの説明に当たっては、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、説明を理解したことについて利用者から署名を得ることが望ましい。

◆運営基準減算

- ➡上記①について説明を行っていない場合は、当該利用者について所定単位数から減算する。
運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

㊦次の③についての説明は令和6年4月から努力義務とされました。利用者又はその家族へ説明を行い、理解を得るよう努めてください。

- ③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

⑪ 栄養管理

施設系サービス(令和3年4月から義務化)

令和3年度より栄養マネジメント加算が廃止され、下記の内容を基本サービスとして行うこととされた。

- ・栄養士又は管理栄養士を1以上配置すること。
 - ・入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
- ※栄養ケア・マネジメントの実務等については、厚生労働省の通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参考とされたい。

◆栄養管理に係る減算(令和6年4月から減算適用)

- ➡栄養士又は管理栄養士の員数、もしくは栄養管理の基準を満たさない事実が生じた場合に、入所者全員について所定単位数から減算する。

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ

【お知らせ内容】

- (1)令和7年度介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出について
- (2)業務継続計画策定の有無の届出について
- (3)身体拘束廃止取組の有無の届出について
- (4)電子申請届出システム
事前準備・操作方法などをホームページで公開中

(1) 令和7年度介護職員等処遇改善加算の取得に係る 処遇改善計画書の提出について

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ
(1)令和7年度 処遇改善計画書の提出について

令和6年度集団指導資料(明石市)

【対象事業所】 令和7年度における処遇改善加算算定事業所

**★介護職員等処遇改善加算を算定するには
処遇改善計画書の提出が必要です**

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ

(1)令和7年度 処遇改善計画書の提出について

【提出書類】

- 前年度から処遇改善加算の区分に変更がない場合
→ 処遇改善計画書のみ

 - 新たに処遇改善加算を算定し始める場合
 - 処遇改善加算の区分を変更する場合
→
 - 処遇改善計画書
 - 体制等に関する届出書
 - 体制等状況一覧表
 - 変更に係る届出書
- の4点

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ

(1)令和7年度 処遇改善計画書の提出について

【提出方法】

下記専用フォームから提出をお願いいたします。

- 令和7年度 介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書 提出フォーム

<https://logoform.jp/form/eHmi/914351>

【データ形式】

- Excelファイルでの提出をお願いいたします。
- ファイル名は下記のとおり変更し、ご提出ください。

- 処遇改善計画書 :「**法人名_処遇改善計画書**」
- 体制等に関する届出書(※) :「**法人名_体制等に関する届出書**」
- 変更に係る届出書 :「**法人名_変更に係る届出書**」

例:株式会社高齢者総合支援室 処遇改善計画書

※体制等に関する届出書・体制等状況一覧表は1つのファイルにしてご提出ください。

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ
(1)令和7年度 処遇改善計画書の提出について

令和6年度集団指導資料(明石市)

【提出期限】 令和7年4月15日

**期限内に提出がない場合は、
令和6年度に同加算を算定されている場合であっても
令和7年4月からの処遇改善加算は算定できません。**

【留意事項】

介護保険事業費補助金(介護人材確保・職場環境改善等事業)の
実施主体は都道府県です。

「介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 総括表」については
別途兵庫県にご提出ください。

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ

(1)令和7年度 処遇改善計画書の提出について

【その他】

様式等、詳細は明石市のホームページに掲載しておりますので
ご参照ください。

➤ 明石市:介護職員等処遇改善加算の算定

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kaigohoken/documents/syogukaizenkasan.html

(2)業務継続計画策定の有無の届出について

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ
(2)業務継続計画策定の有無の届出について

令和6年度集団指導資料(明石市)

【対象事業所】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、
訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援

★経過措置期間が令和7年3月31日に終了するため、
届出が必要です

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ

(2)業務継続計画策定の有無の届出について

【基準型要件】

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

【届出がない場合】

令和7年4月1日から自動的に「1:減算型」となり、「高齢者虐待防止措置未実施減算」が適用されます。

★要件を満たしている場合は、
必ず「2:基準型」の区分で届出をしてください。

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ
(2)業務継続計画策定の有無の届出について

令和6年度集団指導資料(明石市)

【提出期限】 令和7年4月15日

【提出書類】 体制等に関する届出書・体制状況一覧表

※2月14日現在

新様式が提示されていないため、ホームページ提示時期未定。
ホームページ掲載次第、事業所宛にメールで連絡予定。

(3)身体拘束廃止取組の有無の届出について

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ
(3)身体拘束廃止取組の有無の届出について

令和6年度集団指導資料(明石市)

【対象事業所】

短期入所生活介護、短期入所療養介護、
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

★経過措置期間が令和7年3月31日に終了するため、
届出が必要です

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ

(3)身体拘束廃止取組の有無の届出について

令和6年度集団指導資料(明石市)

【基準型要件】

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

【届出がない場合】

令和7年4月1日から自動的に「1:減算型」となり、「身体拘束廃止未実施減算」が適用されます。

**★要件を満たしている場合は、
必ず「2:基準型」の区分で届出をしてください。**

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ
(3)身体拘束廃止取組の有無の届出について

令和6年度集団指導資料(明石市)

【提出期限】 令和7年4月15日

【提出書類】 体制等に関する届出書・体制状況一覧表

※2月14日現在

新様式が提示されていないため、ホームページ提示時期未定。
ホームページ掲載次第、事業所宛にメールで連絡予定。

(4)電子申請届出システム 事前準備・操作方法などをホームページで公開中

2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ

(4)電子申請届出システム 事前準備・操作方法などをホームページで公開中

【電子申請届出システムとは】

介護サービス事業者の文書負担軽減を図るために、厚労省が進める、オンラインで事業者の各種申請や届出ができるシステムです。

システムを利用するための事前準備や操作方法などをまとめた動画や資料をホームページで公開中です。

システムの積極的な活用にご協力をお願いします。

動画や資料はこちらから→



3 お問い合わせ先

- ・「1 明石市福祉施設安全課からのお知らせ」について
➡明石市福祉局福祉政策室福祉施設安全課
TEL 078-918-5279 FAX 078-918-5114
メール fukushianzen@city.akashi.lg.jp

- ・「2 明石市高齢者総合支援室からのお知らせ」について
➡明石市福祉局高齢者総合支援室給付係
TEL 078-918-5091 FAX 078-919-4060
メール kaigo@city.akashi.lg.jp

4 明石市ホームページ 資料等掲載先

※1 ホーム＞健康・医療・福祉＞社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査
<https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/houjinshidou/shidoukansa.html>

※2 ホーム＞健康・医療・福祉＞介護保険＞事業者の方へ 介護事業者向け情報
https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kaigohoken/zigyousyamu/muke/0_zigyousyamuke.html